



「杉並区動物との共生プランへの提言（中間まとめ）」の内容に関する陳情

（ 19 陳情第 25 号 ）

受理年月日	平成19年6月6日
陳情者	 

（要旨）

裏面のとおり

杉並区議会

陳情の要旨

平成19年2月、杉並区における動物の問題を検討するために設置された「杉並区動物との共生具体化検討委員会」（以下、具体化検討委員会）より「杉並区動物との共生プランへの提言（中間のまとめ）」（以下、共生プラン）が区に提出され、区民へこの内容が示されました。

その後区民への意見募集及び意見交換会が開催され、具体化検討委員会では寄せられた意見を踏まえ、杉並区保健福祉計画策定への最終的な提言としてまとめると共生プランの冒頭に述べています。この最終提言の内容はまだ示されていませんが、共生プラン案のスタート時から議論を呼んでいる「飼い猫の登録制」そして「飼い主のいない猫への無責任な餌やりへの規制を含む条例の策定」について改めて見直しを求めます。また区民との協働による取組みの一層の充実と、更に区民の声を正しく反映した施策の追加を求めます。

推進プラン1-（1）「飼い猫の登録制の実施」の見直しと適正飼養・適正管理普及啓発の充実

推進プラン4-（15）「周辺地域の衛生環境を損なうなどの問題ある餌やり方法への対策」の見直し

理由

具体化検討委員会は適正飼養・適正管理の普及啓発の為に重点施策として「飼い猫の登録制」を掲げており、この制度により飼い猫や子猫の遺棄を減少させるとありますが、その根拠と実効性について疑問を感じます。

飼育放棄や遺棄と言った犯罪を実行する感性の持ち主が登録に参加をするとは到底考えられず、また登録した猫が遺棄される事態にあっても鑑札を外せば効果は無く、実効性が希薄な意味の無い制度であると考えます。

動物との共生を考えるにあたり、飼い猫・子猫の遺棄は多くの公園や自然を抱える杉並区にとって深刻で重要な問題ですが、共生プランの中にこの対策は見当たりません。登録制に遺棄の減少を期待するのではなく、積極的な防止策を行わなくてはなりません。平成18年度第2回の杉並区政モニターアンケートの問5では「飼っている犬や猫などを捨てる行為に行政が罰則を定め規制すべき」という区民の意見が80%近くあります。この区民の声を反映した施策の追加を求めます。

また共生プランでは「(仮称)動物との共生に関する条例」の策定に取り組み、この中に問題のある餌やり方法への実現可能な規制導入の検討を求めています。しかし、「規制」を設けることが動物との共生社会づくりに必要であるのか疑問です。そもそも飼い主のいない猫を作り出したのは人間であり、その根本を忘れ、遺棄され飢えた猫に餌を与える行為にのみ規制を設けることは本末転倒であると言わざるを得ません。規制を設ける前の段階として、これまで苦情を受けてきた区への対応が果たして適切なものであったのかも考えなくてはならないと感じます。

千代田区や新宿区では区民とボランティアが区と協働で地域猫活動を行うことによって、飼い主のいない猫の数と苦情の数を確実に減らしています。登録制や餌やり方法への規制よりも官民協働の「飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業」の拡充、普及啓発の徹底による苦情の減少を目指すことを求めます。

苦情の対応として「猫に餌を与えないでください」という看板を公園に設置することにより、これを見た子供が「猫は不要なものである」と受け止め石を投げつけるということが杉並区内の公園では日常的に起きています。条例という法律で餌やり方法に規制を設けることが、このような風潮を更に作り出し、地域住民の対立を煽ることを危惧しています。

共生プランの基本視点は動物に対する理解の促進、動物愛護の気運を盛り上げ、とりわけ子供たちに命の大切さを尊重する心を育てる取り組みを進めるとありますが、餌やり方法への規制はこの取り組みに逆行するものであると考えます。見直しを求め陳情いたします。